秋田県廃棄物処理施設技術専門委員会に関する要綱

(設置)

第1条 廃棄物の処理に係る生活環境の保全に関する専門的知識を有する者の意見を 聴くため、秋田県廃棄物処理施設技術専門委員会(以下「委員会」という。)を設 置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、知事の求めに応じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理施設の設置又は変更の許可に関し、当該廃棄物処理施設の設置又は変更に関する計画及び維持管理に関する計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるかを調査審議する。
- 2 委員会は、前項に定めるもののほか、知事の求めに応じ、廃棄物処理施設の構造 その他の廃棄物の処理に係る技術的な事項を調査審議する。

(組織及び委員の任期)

- 第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。
- 2 委員は、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する 事項について専門的知識を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。

(会長)

- 第4条 委員会に、会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、知事が招集し、会長が委員会の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、知事が必要と認めたときに限り、書面により開催することができる。 この場合において、議事についての表決又は意見等が記載された書面を提出した委員は、委員会に出席したものとみなす。

(部会)

- 第6条 委員会に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会の運営については、第4条、第5条及び第7条の規定を準用する。

4 部会での検討結果等については、必要に応じて委員会に報告するものとする。

(委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成10年6月17日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成12年6月28日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年3月17日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年10月1日から施行する。